

## 岡山市競争入札参加資格審査

### 【令和5年】市内業者に準じた取扱い申請書提出要項

岡山市競争入札参加資格について、市内業者に準じた取扱い（以下「市内扱い」という。）を希望する場合は、次のとおり申請書を提出してください。

※市内扱いの希望がない場合は、申請書の提出は不要です。

**対 象：「建設工事」を除く部門（以下：「対象部門」という。）の準市内業者**

#### 1 取扱基準

対象部門のいずれかに登載（対象部門に入札参加資格審査申請中の場合を含む。）されている準市内業者で、次の①から③までの全てを満たすことが確認できること。

- ① 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であること。
- ② 岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業者数が10人以上であること。
- ③ 岡山市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

#### 2 申請方法及び申請期間

有資格者名簿への登載状態等	申請方法	申請期間
・ 既に対象部門の有資格者名簿に登載されている場合 ※未更新により有資格者名簿から削除されている場合で、更新期限月の翌月から起算して10月目までの方のうち、更新申請により資格の再取得を行う方を含む。	郵送 (簡易書留)	令和5年5月22日(月) ； 令和5年6月20日(火) (必着)
・ 対象部門への新規申請を令和5年5月にする場合		新規申請書類に添付
・ 対象部門への新規申請を令和5年8月、令和5年11月、令和6年2月にする場合 ※他の対象部門の有資格者名簿に登載されている方は対象外。		

(ただし、申請期間は、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。)

※上記申請期間以外の申請は一切受け付けません。申請期間内に届くように郵送してください。

※封筒の表面に「市内扱い申請書」在中と朱書きしてください。

※受付票等の返送は行いませんので、予めご了承ください。

#### 3 申請書送付先・問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

〔担当〕 管理係 電話 086-803-1194（直通） F A X 086-803-1736

#### 4 申請の結果について

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、市内扱いに認められた者は各部門の有資格者名簿の市内外区分に反映します。

なお、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載（適用日に掲載）をもって結果の通知といたしますので、ご確認ください。

岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

〔有資格者名簿の掲載場所〕

トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

#### 5 適用日等

令和5年7月1日から適用（令和6年6月30日まで）

※ただし、令和5年7月1日時点で有資格者名簿に登載されていない方は、有資格者名簿登載時から適用になります。

## 6 提出書類

以下の①～④の書類をすべてそろえて提出してください。

No.	提出書類	摘要
①	市内業者に準じた取扱い申請書	<p>原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定様式「市内業者に準じた取扱い申請書」に必要事項を記入。 (押印不要)</li> </ul>
②	法人市民税の確定申告書	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近に岡山市へ申告したもの。 ただし、申請時点で次期の申告期限を超過しているものは除く。</li> <li>申告書下部「分割基準」内の「<b>当該市町村分の従業者数</b>」に記入のあるもの。</li> <li>※ 予定申告、修正申告に係る申告書は除きます。</li> <li>※ <b>受付印が押印されたものの写し</b>を提出してください。</li> <li>※ 電子申告を行っている場合は、申告書の控え（第二十号様式）を印刷したものに、<b>受付完了通知（申告した際に返信された原本で、加工等していないもの）を添付して</b>提出してください。消失等により通知が出せない場合は、<b>申告書の控えに岡山市課税管理課で受付印の押印を受けて</b>提出してください。</li> </ul>
③	令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山市が書面で通知したもの。</li> <li>「課税人員」及び「特別徴収義務者名」が確認できる部分。</li> <li>※ 従業者の個人情報に係る部分は不要です。個人情報を隠す場合は、印字部分を黒塗り等で見えなくし、外枠は残した状態で、写しを取って提出してください。ただし、通知書の右下に記載されている「<b>特別徴収義務者名</b>」の表示は<b>確認のため必要</b>です。コピーを取る際に、右下の名前が切れないように注意してください。 (個人情報部分のみを消し、<b>折る等の加工はせず、1枚に収まるように</b>縮小してコピーしてください。)</li> <li>※ 次のいずれかに該当する場合は、別途申出書を提出していただく必要がありますので、<b>令和5年5月22日(月)以降に必ず</b>契約課までご連絡ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①電子申告を行った場合で書面による通知の写しが出せない場合</li> <li>②変更通知書の写しを提出する場合</li> </ul> </li> </ul>
④	登録営業所報告カード①～③	<p>原本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定様式「登録営業所報告カード①～③」に記入。</li> <li>※ 様式③の写真について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>「営業所外観写真」は建物全景と、看板および営業所の入り口など、営業所の所在が正しく確認できるもの (1枚に収まらない場合は複数枚に分けて添付してください。)</li> <li>「営業所内部の写真」は<b>契約事務を行う執務室全体</b>の様子が確認できるものを添付してください。</li> </ul> </li> </ul>

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

※対象部門における市内業者等の区分について

市内業者 …… 岡山市内に本社、本店等の主たる営業所を有する者。

準市内業者 …… 市内業者以外の者で、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等（契約締結先）を岡山市内に有する者。

市外業者 …… 市内業者及び準市内業者以外の者。

## 7 注意事項

- 申請書は楷書で明瞭に記載してください。（消せるボールペンの使用や、修正液等による訂正は不可）
- 書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。**
- 申請書に記載した岡山市内営業所の従業者数が、法人市民税の確定申告したものと異なることが発覚した場合は、市内扱いは認められない場合があります。（既に適用されている場合は、市内扱いの取消しになる場合があります。）  
また、虚偽記載として、岡山市指名停止基準に基づき指名停止になる場合があります。
- 登録営業所報告カードに基づいて、契約課の職員が訪問調査を行うことがあります。  
また、調査内容により市内扱いを認められない場合があります。
- 市内扱いが認められても、入札（見積）ごとに定める参加要件又は指名基準等によっては入札（見積）に参加できない場合もあります。
- 「令和5年度給与所得等市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」について、給与支払事務を他へ委託し、「特別徴収義務者」が申請者と異なる場合は、給与支払事務の委託契約書の写し、従業者別に当該会社等に雇用されていることがわかる書類等が別に必要になります。

# 市内業者に準じた取扱い申請書

岡山市長様

市内業者に準じた取扱いを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

また、本申請書の岡山市内営業所の従業者数に記載した人数は、直近の法人市民税の確定申告において、申告した従業者数と相違ありません。

**対 象：「建設工事」を除く部門（以下：「対象部門」という。）の準市内業者**

申請者

令和 年 月 日

本社所在地 商号又は名称 代表者職氏名	
---------------------------	--

**対象部門**（下記のうち、有資格者名簿に登載されている又は入札参加資格審査申請中の部門）

<input type="checkbox"/> 測量, 建設コンサルタント業務等 <input type="checkbox"/> 役務 <input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> 食料品
---

**岡山市内営業所の従業者数**

※岡山市へ申告した直近の法人市民税の確定申告書下部「分割基準」内の「当該市町村分の従業者数」を記入。

岡山市内営業所の従業者数 \_\_\_\_\_ 人

※申請後に上記従業者数が、法人市民税の確定申告したものと異なることが発覚した場合は、市内扱いは認められない場合があります。（既に認められている場合は、市内扱いの取消しになる場合があります。）

また、虚偽記載として、岡山市指名停止基準に基づき指名停止になる場合があります。

この申請の担当者	部署・氏名	連絡先電話番号
----------	-------	---------

[契約課処理欄]		受付	書類確認	入力	入力確認	受付印	
・既に登録（現在登録 ・ 未更新）		未更新	.....H/R	年 月 日	対象で未更新		
		提出済	（年 月）	提出予定	（年 月）		
・新規申請分		他部門登録	無 ・ 有	（建設工事 コンサル 役務 物品 食料品）			
受付番号		適用の日	令和	年	月	から適用	

岡山市競争入札参加資格審査

登録営業所報告カード ①

※ 登録営業所報告カードの対象は、下記のとおりです。

- ・本市入札参加資格「建設工事」に登録又は登録を希望する市内業者及び準市内業者
- ・本市入札参加資格「市内業者に準じた取扱い」を受けている者又は希望する者

※ この報告カードに基づいて、営業所の訪問調査を行う場合があります。

※ 調査において、本市入札参加資格審査申請及び報告カード等の事実確認を行うため、関係書類の提示をお願いする場合があります。

※ 調査等において、営業の実態がない等の本市指定業者として不適正であると認められた場合又は虚偽記載が発覚した場合は、岡山市指名停止基準に基づき指名停止等になる場合があります。

【登録営業所の営業状況】

営業所の名称							
営業日等	営業時間	午前	から 午後				
	定休日	まで					
営業の状況	<p>① 看板（社名）の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 設置していない      <input type="checkbox"/> 設置している</p> <p>② 電話番号等の公表</p> <p><input type="checkbox"/> 公表していない      <input type="checkbox"/> 公表している      ( <input type="checkbox"/> 電話番号案内   <input type="checkbox"/> ホームページ等)</p> <p>③ 電話等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 随時従業員が常駐して対応      <input type="checkbox"/> 留守番電話で対応      <input type="checkbox"/> 他の電話へ転送</p> <p>④ 来客が訪問してきた場合の対応</p> <p><input type="checkbox"/> 随時従業員が常駐して対応      <input type="checkbox"/> 連絡先等案内看板を設置して対応   <input type="checkbox"/> 対応しない</p> <p>⑤ 営業に関する帳簿等の設置状況</p> <p><input type="checkbox"/> 設置していない      <input type="checkbox"/> 設置している</p> <p>⑥ 同じ敷地内及び建物内における他企業の存在</p> <p><input type="checkbox"/> 存在しない      <input type="checkbox"/> 存在する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">他企業の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">他企業との状態</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 独立していない   <input type="checkbox"/> 独立している</td> </tr> </table> <p>⑦ 建設業法に定める許可標識の設置（建設工事に登録する業者のみ記入。）</p> <p><input type="checkbox"/> 設置していない      <input type="checkbox"/> 設置している</p>			他企業の名称		他企業との状態	<input type="checkbox"/> 独立していない <input type="checkbox"/> 独立している
他企業の名称							
他企業との状態	<input type="checkbox"/> 独立していない <input type="checkbox"/> 独立している						
施設の状況	<p>① 電話設備（屋内配線のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 設置していない      <input type="checkbox"/> 設置している</p> <p>② F A X 設備（屋内配線のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 設置していない      <input type="checkbox"/> 設置している</p> <p>③ パソコンの設置（インターネットへ接続している状態のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 設置していない      <input type="checkbox"/> 設置している</p>						

## 登録営業所報告カード②

営業所所在地位置図

※ 登録する営業所の案内図を記載してください。（他の地図の添付可）

登録営業所報告カード ③

営業所外観写真

営業所内部の写真

※ 写真はカラーのものを使用してください。